

介護保険「負担限度額認定証」の手続きについて

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）や短期入所サービスを利用する際に、一定の低所得要件を満たす方は、申請により食費と居住費の負担が軽減されます。

1. 負担限度額認定の対象となる方

次の①と②の両方の要件を満たす方が対象です。

①本人及び世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税であること。

同一世帯、別世帯に関わらず、配偶者の住民税が課税の場合は、負担限度額認定は「非該当」になります。なお、DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や配偶者が行方不明の場合は含みません。

②預貯金等の資産の額が一定額以下であること

本人の前年の年金収入額等により利用者負担区分が異なり、区分によって預貯金等の額も異なります。（裏面のフローチャートで、どの区分になるか参考にしてください。）

2. 申請に必要なもの

①介護保険負担限度額認定申請書（裏面の同意書も記入）

②本人の介護保険被保険者証

③窓口に来られる方の本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）

④預貯金等の資産が確認できるもの（本人及び配偶者名義のものすべて）

預貯金等の資産が基準額以下であることを証明するために、預貯金通帳や定期預金の証書、有価証券（株式・国債・地方債・社債など）の口座残高のコピー等が必要です。（通帳を持参していただいたら、窓口でコピーをすることもできます。）

★通帳の場合、必ず記帳後に以下のページをコピーしてください。

①金融機関、支店名、口座番号、名義が確認できるページ（表紙をめくったページ）

②直近2か月のページ及び最終の取引日と口座残高の記載のあるページ

③定期預金のページの写し

総合口座で普通預金以外に定期預金のページもある場合は、定期預金の有無に関わらずコピーをお願いします。（定期預金がないことの確認のため）

※生活保護受給者は、預貯金等の資産を確認するための資料の提出は必要ありません。

※成年後見人や被保佐人等が申請する場合は、登記事項証明書や審判の写し等が必要です。

※郵送申請も受付します。その場合、「2. 申請に必要なもの」に記載の②～④の書類はコピーを同封してください。（送付先）〒719-0243 浅口市鴨方町鴨方 2244-26 浅口市高齢者支援課宛

3. その他

・認定証の有効期間は、申請月の1日から7月31日までです。

・現在、施設へ入所しておらず、ショートステイの利用予定もない場合は、申請する必要はありません。施設への入所やショートステイの利用が決まったら申請してください。

・住所地特例の方や令和4年1月2日以降に浅口市へ転入された方は、個人番号（マイナンバー）を記入してください。

・虚偽の申告により不正に負担額の軽減を受けた場合は、介護保険法第22条第1項の規定に基づき軽減された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。